

## 重点領域研究に関する Q&A

### 応募

#### Q1-1) 4つの重点領域は、応募できる研究分野の制限を設けていますか？

Ans

重点領域研究は、「大学院・研究機構等の枠を超えて研究者が結集する」ことを目的の1つと位置付けています。その観点から4つの重点領域について、どの分野の研究者でも応募することができ、また大学院等箇所ごとに応募できる件数の制限も設けておりません。学際的な研究分野では、研究課題の内容が重点領域に沿っていれば、どの重点領域にも応募することができます。

#### Q1-2) 外部資金を獲得できない研究であっても応募できるのでしょうか？

Ans

重点領域研究は、「自立性・持続性のある研究体制の確立」を目的の1つとして位置付けており、そのスタートアップのために、資金助成を含む重点的な支援を行うこととしております。そのような目的から重点領域研究は、公的機関の補助事業、制度への応募、民間機関との共同研究などを通し、外部資金を獲得してもらうことを原則としています。

とりわけ、文部科学省 科学研究費補助金の「特別推進研究」「基盤研究S」「新学術領域研究」や「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」などに応募することが求められます。

#### Q1-3) 重点領域研究の応募者の対象は、どの年齢層を想定しているのでしょうか？

Ans

既に高い評価がされている研究者だけでなく、能力のある若手の研究者がチャレンジできるというのが今回の公募の趣旨でもあります。したがって、応募に際して、想定している年齢層はありません。

#### Q1-4) 任期付の教員(含む、助教・助手)は、研究代表者としての応募資格はありますか？

Ans

重点領域研究は研究期間5年間、資金助成期間3年間の期間を設定しております。その期間、研究代表者として責任をもって対応いただくことが求められることから、研究代表者は学内の専任教員(教授、特任教授、准教授、専任講師)に限られます。

#### Q1-5) 研究代表者として、複数の課題に応募することは可能か？

Ans

重点領域研究は研究期間5年間、資金助成期間3年間の期間を設定しております。その期間、研究代表者として責任をもって対応いただくことが求められることから、研究代表者として複数応募できません。また、研究代表者は、別の課題で研究分担者としても参加できません。

**Q1-6) 2010・2011 年度中、特別研究期間等で海外に滞在している教員が研究代表者となることは可能か？**

Ans

応募の時点で、研究代表者が重点領域研究の実施期間中に特別研究期間等で海外に滞在が予定されている場合は、研究代表者として応募することはできません。

**Q1-7) 研究代表者要件で「研究代表者は、過去5年間で外部研究資金による研究プロジェクトにおいて代表者としての経験を有していること」とありますが、「外部」の定義は？**

Ans

企業、政府、および海外など学外からの研究資金であれば、すべて該当します。例えば、文部科学省の科学研究費補助金において、個人で採択された場合でも研究代表者と位置づけますので、科学研究費補助金に採択された経験があれば、この要件を満たしています。

**Q1-8) 研究代表者として、総合研究機構等の既存のプロジェクト研究所の所長が応募することは可能か？**

Ans

応募することは可能です。ただし、重点領域研究として採択された場合、研究代表者は、重点領域研究機構のプロジェクト研究所の所長となります。2つのプロジェクト研究所の所長を併任することはできませんので、その際は、既存のプロジェクト研究所の所長を交代いただくこととなります。

**Q1-9) 研究分担者として、複数の課題に参加することは可能か？**

Ans

研究分担者として複数応募はできます。すでに研究代表者として別の課題で応募している場合は、研究分担者として応募できません。

**Q1-10) 過去に、重点領域研究に応募した場合、再応募することは可能か？**

Ans

不採択の理由等を勘案していただき、再度応募することは可能です。

## 申 請

Q2-1) 公募申請書の「8.プロジェクト研究との関係、位置付け」について、申請にあたり研究代表者のプロジェクト研究との関連の説明が求められていますが、プロジェクト研究所の研究と限定して考えてよいのでしょうか？

Ans

プロジェクト研究所だけでなく、それ以外の附置研究所等も対象となります。

Q2-2) 箇所長名の押印欄がありますが、箇所長の上承が必要なのでしょうか？

Ans

研究代表者の本属の箇所長に、研究代表者がどのような重点領域へ応募をしているかをご認識していただくために、押印欄を設けております。

Q2-3) 申請書記入の際の使用言語は？

Ans

今回の申請は原則、日本語でご記入下さい。ただし、英語による記入を妨げません。

Q2-4) 申請書の記入欄が足りない場合は？

Ans

記入欄に、「 欄が足りない場合は追加して記入可」と記載されている場合のみ大きさを自由に調整いただいて結構です。

## 審 査

Q3-1) どのような審査体制、審査基準で行いますか？

Ans

研究院運営委員会の下に設置された審査・評価部会にて審査を行います。審査は書面審査とヒアリング審査を行い、審査委員は、研究院運営委員および学内有識者、必要に応じて学外有識者で構成します。審査においては、公募要領の課題要件に沿っていることが前提となります。

### Q4-1) 資金助成の規模は、どの程度を想定しているのか？

Ans

重点領域ごとの研究資金は、最大で2000万円/年（助成期間は原則3年間）を想定しており、複数の研究課題が採択された場合は、複数の研究課題で配分することになります。それぞれの採択課題あたりの交付金額は、研究課題の内容、計画などを総合的に勘案し決定します。均等配分ではありません。

### Q4-2) 本年度の採択件数は何件を想定しているのか？

Ans

応募された研究課題の内容によりますが、4つの重点領域で合計4～8件程度を想定しています。

### Q4-3) 重点領域研究と重点領域研究機構のプロジェクト研究所の関係はどのようになるのでしょうか？

Ans

採択された研究課題ごとに重点領域研究機構にプロジェクト研究所を設置し、実施することになります。

### Q4-4) 既存のプロジェクト研究所の研究プロジェクトが採択された場合はどのようになるのでしょうか？

Ans

重点領域研究機構にプロジェクト研究所を新たに設置し、実施することになります。総合研究機構等、既存の研究機構のプロジェクト研究所で既に実施されている研究の場合は、当該プロジェクト研究所を一旦廃止し、重点領域研究機構のプロジェクト研究所として新たに設置することとします。

### Q4-5) 既存組織で実施されている研究プロジェクトが重点領域研究として選定された場合、既存組織で締結された研究契約や、雇用契約の取り扱いをどうするのでしょうか？

Ans

原則として契約を再締結することになります。

### Q4-6) GCOE など既に大型の外部資金を獲得し実施している研究との関係はどうなりますか？

Ans

すでに大型の外部資金で実施している事業そのものを重点領域研究とすることは想定していません。大型事業終了後、次のステップへ研究を発展させるべきと評価された場合等は、重点領域研究とすることが考えられます。なお、資金助成についても、スタートアップの資金として位置付けています。